

議案第 3 号

教育委員会委員の任命について

次の方を佐野市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 5 年 2 月 24 日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業	所属政党
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	茂 木 郁 夫	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	地 方 公 務 員	■■■■■■■■■■

理 由

本市の教育委員会委員 栗 崎 卓 二 様は、本年 5 月 18 日をもって任期満了となりますので、その後任者を任命することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(組織)

第 3 条 教育委員会は、教育長及び 4 人の委員をもって組織する。(省略)

(任命)

第 4 条 …省 略…

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（省略）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。（省略））である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（省略）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

履 歴 書

住 所 [REDACTED]

茂 木 郁 夫  
[REDACTED] 生

学 歴

1 昭和57年 3月 [REDACTED]

職 歴

- 1 昭和57年 4月 佐野市立赤見小学校勤務
- 1 平成 2年 4月 田沼町立山形小学校勤務
- 1 平成 9年 4月 田沼町立田沼小学校勤務
- 1 平成13年 4月 田沼町立吉水小学校勤務
- 1 平成17年 4月 佐野市教育委員会勤務
- 1 平成22年 1月 佐野市立葛生中学校教頭に補さる
- 1 平成23年 4月 佐野市教育委員会勤務
- 1 平成25年 4月 佐野市立飛駒小学校長に補さる
- 1 平成26年 4月 佐野市教育委員会学校教育課長兼教育センター所長  
を拝命
- 1 平成28年 4月 佐野市立城北小学校長に補さる
- 1 令和 2年 3月 同 退職
- 1 令和 2年 4月 佐野市こども福祉部家庭児童相談課相談員 現在に  
至る

賞 罰

1 [REDACTED]

1 [REDACTED]

